

令和5年度こども園・保育園入園申込みについて

令和5年度（令和5年4月～令和6年3月）こども園等入園申込書の受付を、次のとおり行います。

子ども・子育て支援新制度では、こども園・保育園を利用する場合、保育の必要性について認定を受ける必要があります。また、既に認定を受けている方については、1年に1回、現況を確認する必要があります。

令和4年11月1日時点で琴浦町で保育認定または教育認定を受けている場合は、現況届兼施設利用申込書（令和4年度5歳児クラスの方は現況届）を発行しますので、必要事項をご記入のうえ、必要に応じて添付書類と併せて提出してください。（下記「添付書類について」を参照）

来年度、入園を希望（町外のこども園等も含む）される場合は、該当の書類を漏れなく記載し、保育が必要なことを証明する書類とともに期限内に提出してください。

令和5年度中に途中入園を希望される場合（出産予定で、令和5年度中に入園を予定している方も含みます。）も期限内に申請書を提出してください。

年度途中の申請は、保育教諭等の配置ができないなどの理由から、希望どおり入園できない場合があります。

- 1 受付期間 令和4年11月4日（金）～令和4年11月25日（金）
- 2 対象児童 保育が必要な0歳から就学前までの乳幼児（2号・3号認定）
保育が必要ではない満3歳から就学前までの幼児（1号認定）
- 3 提出書類 令和5年4月以降に初めてご利用になる場合
（令和4年11月1日現在で利用・認定のない場合を含む）
 - ①施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書（記入例参照）
 - ②各添付書類（「添付書類について」を参照）※転入等で、令和4年11月1日時点での両親の住所が琴浦町外の方は、個人番号を必ず記載してください。また、記載された場合は、申請保護者のマイナンバーカード又は個人番号通知カードの写しが必要です。
現在利用されている場合
 - ①現況届 兼 施設利用申込書（記入例参照）
 - ②各添付書類（「添付書類について」を参照）
- 4 受付場所 ○町内の園に入園希望の方
利用希望のこども園・保育園または役場子育て応援課に提出

○町外の園に入園希望の方
役場子育て応援課に提出
（広域入所となるため、希望にそえない場合があります。）
※提出書類は、町内各こども園・保育園、役場子育て応援課に設置してあります。

5 認定について

(1) 支給認定区分

お子さんの年齢と保護者の状況に応じて次の3つの支給区分の認定を行います。
認定に応じて利用できる施設が決まります。

支給認定区分	児童の状態	利用できる施設
1号認定	お子さんが満3歳以上で、保育が必要でない（教育を希望する）場合	認定こども園（教育部分） 幼稚園（町内にはありません）
2号認定※	お子さんが満3歳以上で、保育が必要な場合	認定こども園（保育部分） 保育園
3号認定※	お子さんが満3歳未満で、保育が必要な場合	認定こども園（保育部分） 保育園

※ 2号、3号の認定については、次のとおり保育の必要量の認定を行います。

保育の必要量の認定	利用可能な時間
保育標準時間認定	11時間
保育短時間認定	8時間

保育の必要な理由は、保護者（両親）のどちらかが次の事由に該当しており、**常時ご家庭で保育ができない場合**です。

保育の必要な理由	理由の内容・詳細	必要量区分
就労	1月48時間以上就労していること	標準・短時間
妊娠、出産	妊娠中または出産後間もないこと	標準・短時間
疾病、負傷、障がい	疾病に罹患し、又は負傷していること 精神又は身体に障がいを有していること	原則短時間
同居親族の介護、看護	長期にわたり同居等の親族を常時介護又は看護していること	原則短時間
災害復旧	災害の復旧に関する作業に従事していること	標準・短時間
求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること	短時間
就学	大学、専門学校等（職業訓練校等における職業訓練を含む）に通っている場合	標準・短時間
児童虐待、DV	子どもに対し虐待をするおそれがあること 配偶者からの暴力により子どもの保育を行うことが困難であると認められること	標準・短時間
育児休業	育児休業前に保育施設等を利用しており、育児休業期間中に引き続き利用することが必要であると認められること	短時間
その他	上記に類すると町長が認める状態にあること	標準・短時間

(2) 支給認定の有効期間

支給認定の有効期間については支給認定区分によって次のとおりです。

【原則】

支給認定区分	有効期間
1号認定（教育認定）	小学校就学の始期に達するまで
2号認定（保育認定）	
3号認定（保育認定）	満3歳に達する日の前日まで

※保護者には毎年現況届を出すことが義務付けられています。

【原則とは異なる期間】

事由	期間
出産	効力発生日から出産後8週間を経過する日が属する月の末日まで
求職活動	効力発生日から起算して90日を経過する日が属する月の末日まで ※継続等する場合も、年度内で150日以内
就学	効力発生日から保護者の卒業予定日又は終了予定日が属する月の末日まで
育児休業	育児休業期間内で町長が認める期間まで

※効力発生日とは、支給認定の効力が生じた日をいいます。

(3) 保育の必要量の認定について

- ・保護者の保育の必要な事由ごとに次のとおり保育の必要量を認定します。
- ・保育短時間の場合の保育料は標準時間に比べて安く設定する予定です。
- ・認定された区分の保育時間をこえた場合は延長保育（有料）となります。

保育の必要な事由	必要量の認定区分（利用時間）
<ul style="list-style-type: none">・月120時間以上の就労・妊娠、出産・災害復旧・児童虐待、DV・その他	保育標準時間 保育時間：11時間／日
<ul style="list-style-type: none">・月48時間以上120時間未満の就労・疾病、負傷、障がい・同居親族の介護、看護・求職活動・就学・育児休業・その他	保育短時間 保育時間：8時間／日

認定された利用時間の区分によってこども園等を利用できる時間帯が異なります。

利用可能な時間（標準時間の11時間、短時間の8時間）は、開所時間内であればどの時間帯でも預けることができるということではありません。各施設が標準時間帯、短時間帯を設定していますので、その時間帯での利用となります。

設定された利用時間以外では、開所時間内に限り延長保育を利用できます。

添付書類について（満3歳以上で保育を必要としない場合には必要ありません。）

保育の必要な理由		必要な添付書類
1月48時間以上の就労	常勤・パート等	<ul style="list-style-type: none"> ・保険証の写しとタイムカード（1ヶ月分） ・就労（内定）証明書※（社判のあるもの・個人印不可）
	内職	<ul style="list-style-type: none"> ・内職申立兼証明書※
	農業	<ul style="list-style-type: none"> ・農業就労等申告書※ 農業を証明する書類を添付
	自営業	<ul style="list-style-type: none"> ・就労（自営等）申告書※ 自営を証明する書類を添付
妊娠、出産		<ul style="list-style-type: none"> ・母子手帳または出産予定日がわかる書類（表紙と出産予定日が記入されたページの写し）
疾病、負傷		<ul style="list-style-type: none"> ・診断書（病名、治療期間、保育できない状態の記載があること）
障がい		<ul style="list-style-type: none"> ・手帳の写し 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
同居親族の介護、看護		<ul style="list-style-type: none"> ・介（看）護状況申告書※ ・次の㉠～㉣のうち必要なもの ㉠看護、介護されている方の診断書（病名、治療期間、介護の必要性等を明記） ㉡手帳の写し（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか） ㉣介護保険被保険者証の写し
災害の復旧		<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書の写し
求職活動		<ul style="list-style-type: none"> ・求職活動状況申立書※
就学		<ul style="list-style-type: none"> ・在学証明書、受講証明書等 ・受講時間及び在学期間の詳細が確認できる資料
育児休業		<ul style="list-style-type: none"> ・就労（内定）証明書※（育休期間が明記されていること）

※印の用紙については申込み先の各園、子育て応援課にございます。

利用者負担（保育料）算定のために必要となる書類

区分	書類
保護者が令和4年1月1日時点で琴浦町に住民登録を有しない場合（令和4年1月2日以降の転入の場合）	保護者（両親）の個人番号（マイナンバー）が分かるものの写し
同居の親族に障害手帳等が交付されている場合	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し
婚姻暦のないひとり親で住民税が課税されている場合	戸籍謄本・課税証明書等（詳しくは子育て応援課にご相談ください。）

6 利用者負担額（保育料）・副食費について

【算定について】利用者負担額（保育料）・副食費は、原則として保護者（父・母）の所得に応じて負担していただくものです。ただし、父および母の収入が103万円以下である場合で、かつ祖父母等と同居している場合は、祖父母等同居家族の課税額も算定の対象となることがあります。

令和5年4月から8月までは前年度（令和4年度）の市町村民税、9月から翌年3月までは当年度（令和5年度）の市町村民税を基に算定されます。

【軽減について】琴浦町では、子育て世代の経済的な負担を軽減するため、世帯の第2子以降の保育料（利用者負担額）と副食費を無償化しています。

7 町内のこども園等について

区分	施設名	電話番号	対象年齢 (R5.4.1現在)	保育時間	開所時間	休園日
保育園	私立 みどり保育園	53-2395	0歳～5歳 (生後2カ月から)	【保育認定】 短時 8:30～16:30 標準 7:00～18:00	7:00～19:00	日曜日・祝日 年末年始など
	認定こども園 (幼保連携型)	町立 やばせこども園	53-0909	【保育認定】 0歳～5歳 (生後6カ月から)	【保育認定】 短時 8:00～16:00 標準 7:15～18:15	7:15～18:45
町立 しらとりこども園		52-6066				
町立 こがねこども園		52-3715	【教育認定】 3歳～5歳	【教育認定】 8:00～16:00	【教育認定】 保育認定休園日 土曜日 学年始休業日 夏季休業日 冬季休業日 学年末休日	
町立 ことうらこども園		55-0710				
町立 ふなのえこども園		55-1972				
私立	赤碕こども園	55-0708	【保育認定】 0歳～5歳 (生後2カ月から) 【教育認定】 3歳～5歳	【保育認定】 短時 8:15～16:15 標準 7:15～18:15 【教育認定】 8:15～16:15	7:15～18:45	

【問い合わせ先】子育て応援課 こども未来係 電話：52-1709 ファックス：49-0000

幼児教育・保育無償化について

1. 幼児教育・保育無償化とは

すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保証すると共に、保護者の負担軽減を目的に幼児教育や保育にかかる費用が無償化になります。

2. 無償化の対象となる児童・対象範囲

施設等の種類	保育の必要性	対象者（4/1 時点の年齢）	無償化の上限額／月額
保育所、認定こども園 （2・3号）	必要	3歳児～5歳児	全額 （副食費は除く）
		住民税非課税世帯の0歳児～2歳児	
認定こども園 （1号・教育時間認定）	不要	満3歳～	全額 （副食費は除く）
幼稚園等の預かり保育 （1号）	必要	3歳児～5歳児	11,300円
		住民税非課税世帯の満3歳児	16,300円
認可外保育施設等 （一時預かり事業、病児 保育事業等含む）	必要	3歳児～5歳児	37,000円
		住民税非課税世帯の0歳児～2歳児	42,000円
障がい児通所施設	不要	3歳児～5歳児	全額 （上記施設との併用可能）

3. 利用者負担について

第1子については副食費がかかります。

（ただし、年収360万円未満の世帯は免除対象）

※0歳から2歳児クラスの副食費は保育料に含みます。

4. 副食費の額と支払方法

- 月額 4,500円（町内の園・今年度の場合）
- 町内公立園の場合
原則口座振替にて支払い
- 私立園・町外園の場合
自園での徴収になりますので、支払い方法については、園にご確認ください。

5. 無償化の対象外となる費用について

- 実費として徴収される費用
（給食費、教材費、通園費など）
- 延長保育料、緊急時預かり保育料
- 休日保育利用料